

湖西市条例第 37 号

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

湖西市長

田内 隆之

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 1 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年湖西市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第 7 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 10 条の 3 及び第 21 条」を「及び第 10 条の 3」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 20 条第 2 項」を「第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項」に改め、「、給与条例第 2 条第 1 項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）並びに湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年度湖西市条例第 4 号）第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「100 分の 125」を「100 分の

127.5」に、「100 分の 172.5」を「100 分の 97.5」と、給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」に改める。

第 2 条 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に、「100 分の 90」を「100 分の 88.75」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員給与条例」という。）第 7 条第 1 項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員給与条例の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（任期付職員給与条例第 7 条第 1 項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員給与条例の規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。